

特定健康診査・特定保健指導に関するQ&A

以下のQ&Aは、特定健康診査・特定保健指導において第3期までにお示した既存のQ&Aを第4期の運用に合わせて修正・再編集したものであり、運用変更等で第4期の運用に合わないQ&Aは削除しています。

第4期特定健康診査・特定保健指導を実施する際は、以下のQ&Aを参照してください。

2. 特定保健指導について

【対象者について】

問1 特定健診において、要医療と判定された者が医療機関を受診した結果、「特に服薬治療などは必要ない」と診断を受けた。当該ケースについては、特定保健指導の対象となるか。

(答) 服薬中の者ではないため、特定保健指導の対象者となる。

なお、実績報告においても、当該者は特定保健指導の対象者となる。

【実施方法について】

問2 特定保健指導が契約年度中に終了しない場合、どのように取り扱えばよいか。

(答) 「特定健康診査・特定保健指導の円滑な実施に向けた手引き」付属資料1-4：集合契約における標準的な契約書の例第4条第2項にある「特定保健指導については、実施機関が、前項の有効期間内に実施した特定健康診査の結果に基づく指導を行う対象者に限り、当該指導の終了（実績評価を行う完了のみならず、脱落や資格喪失による途中終了も含む）する日までを有効期間とする。」という旨の契約を保健指導実施機関と締結している場合は、契約期間満了後も特定保健指導の実施が可能。

問3 初回面接と継続的な支援を同日に実施することは可能か。

(答) 継続的な支援は、初回面接の際に作成した行動計画の実施状況を踏まえ、積極的支援対象者に必要な支援をする必要があり、初回面接を実施した同日では、行動計画の実施状況を確認することができないため、初回面接を分割実施した場合において、初回面接2回目に引き続いて、同一日に継続的な支援を実施する場合を除き不可。

問4 保健指導の対象者へ FAX や電話で連絡した際に家族が代弁することがある。本人へ度重なる連絡を試みても、家族の代弁しか得られない場合、保健指導を実施したことにならないのか。

(答) ならない。保健指導は、対象者に直接行う必要がある。

問5 特定保健指導において、学習教材として DVD 等の映像を用いた支援を実施することは可能か。

(答) 可能。ただし、映像を用いた支援のみをもって、初回面接・個別支援等に代えることはできない。

問6 特定保健指導の支援途中に対象者の勤務先の異動等に伴い、同一機関での継続が困難となった場合どのように取り扱えばよいか。

(答) 残った支援については、保険者や勤務先の異動等後に対象者が受診する別の保健指導実施機関が継続して実施することとなる。初回面接・中間評価・実績評価を異なる実施機関で行う場合は、保険者が当該対象者に対する特定保健指導全体の総括・管理を行うとともに、特定保健指導支援計画及び実施報告書の記載事項や個人の生活習慣等特筆すべき点等共有すべき情報項目を関係者間で十分に検討・調整し、整理していただきたい。

また、一連の特定保健指導が滞りなく行われたかを評価できるよう、初回面接実施機関に対しても実績評価の結果を共有できるよう調整していただきたい。

【初回面接について】

問7 専門職が対面で行う特定健康診査受診結果通知の説明をもって、初回面接に代えることは可能か。

(答) 専門職が特定健康診査受診結果通知を対面で説明することをもって初回面接に代えることはできない。ただし、特定健康診査受診結果通知を対面で説明することと併せて、初回面接として必要な支援を実施することは可能。

問8 初回面接の最後に、記入用の教材と返信用封筒を渡し、返信があったものに専門職からコメントを記入して返信する場合、継続的な支援とみなしてポイント算定は可能か。

(答) 不可。当該ケースは初回面接の内容と一体的なものであるため、ポイント算定することはできない。

問9 動機付け支援対象者と積極的支援対象者の初回面接をグループ面接で同時実施することは可能か。

(答) 積極的支援の対象者は、継続的支援の支援計画を検討する必要があり、動機付け支援対象者と支援内容に違いが生じることから動機付け支援対象者と積極的支援対象者の初回面接をグループ面接で同時実施することは通常想定されないが、併せて対象者に応じた初回面接を実施できるよう工夫しているのであれば、同時実施しても差し支えない。

【実績評価について】

問10 特定保健指導において、「実績評価ができない場合の確認回数」の記録をもって実施記録に代えられるとすれば、例えば、度重なる督促の電話にもかかわらず、捕まらない場合（例えば3回電話予定のうち1回しか話ができず、支援対象者の実績評価はできなかったが、180ポイントはクリアしている）で最終評価が可能であった場合、完了とみなせるのか。

(答) 完了として取扱って差し支えない。

【実績報告について】

問11 特定保健指導において、「保健指導機関が、対象者から評価結果データが得られないために実績評価を完了できない場合は、利用者への度重なる督促・評価等の実施記録をもって代える」とされているが、具体的な回数の決まりはあるのか。

(答) ない。保険者として必要な回数を複数回実施いただきたい。

問12 特定保健指導において、実績報告期限までに終了しなかった場合、どのように取り扱えばよいか。

(答) 報告期限までに完了できなかったものの、その後完了した者については、翌年度の報告に含める。

なお、当該対象者が、翌年度の特定健診に基づく特定保健指導を翌年度の報告期限までに終了していたとしても、重複して報告することはできない。

【その他】

問 13 保健指導実施機関は、特定保健指導の脱落者及び保険者に対し、脱落認定を通知することとなっているが、様式はあるのか。

(答) 特にない。

問 14 特定保健指導の利用期間中に、医師の判断により保健指導を中断する場合は、途中終了の取扱いに則った脱落認定通知や脱落確定通知が必要か。

(答) 特定保健指導の利用期間中に、治療中や治療を開始した疾病の療養上、保健指導の継続が望ましくないと医師が判断し、利用者との同意の下に特定保健指導を中断する場合は、保険者が利用者に事実確認の上、中止の確定を行う必要がある。中止の確定に際して、通知が必要か否かについては状況に応じて適宜判断されたい。

問 15 市町村国保において、特定保健指導に従事する保健師等の人件費は、国民健康保険特別会計又は一般会計のどちらから支出するのか。

(答) 市町村の常勤職員（保健師、管理栄養士等）の給与、諸手当等の人件費は一般会計から支出し、特定保健指導に係る費用については、国民健康保険特別会計から支出することとなる。

問 16 市町村衛生部門に執行委任し、衛生部門で雇用した非常勤の保健師等を活用して実施した場合、報償費として対応することは可能か。

(答) 特定保健指導を実施するために雇用した非常勤の保健師等が実施したのであれば報償費として支払うことは可能。

問 17 市町村衛生部門で実施する健康増進法に基づく健康教室等で、特定保健指導の対象者以外も含めて支援を実施した場合、報償費等の予算を按分の上実施することも可能か。

(答) 可能。その場合、参加人数等合理的な方法で按分していただく必要が

ある。

問 18 特定保健指導を就業時間中に実施した場合、労働者の賃金の取扱いはどのようにすればよいか。

(答) 特定保健指導は、保険者による保健事業として実施され、その受診に要した時間の賃金を事業者が負担する義務を負うものではない。

しかしながら、特定保健指導等を受けるための機会の拡充や実施率の向上は、労働者の健康の保持増進につながり、医療費適正化等を通じて事業者の保険料負担にも関係することから、事業者におかれては、就業時間中の特定保健指導等に要した時間の賃金等の取扱いについて、特段の配慮をいただき、協力いただきたい。

問 19 特定保健指導の実施と同時に、別途保険診療を行った場合、初・再診療を請求することは可能か。

(答) 特定保健指導の対象者が、糖尿病等の生活習慣病以外の病気や怪我等により通院している医療機関において特定保健指導を受ける場合や、対象者の選んだ実施機関において特定保健指導を実施している中で、別途治療等が必要となった場合には、保険診療が行われることが想定されることから、当該治療等に係る診療報酬を請求することは差し支えない。

ただし、生活習慣病に関連する保険診療は、特定保健指導と重複する内容が含まれる場合もあり得ることから、必要に応じて当該保険医療機関と保険者との間で調整いただきたい。

問 20 特定保健指導における実績評価は、初回面接から3か月以上経過後に実施することとなっているが、「特定健康診査・特定保健指導の円滑な実施に向けた手引き」で示している様式例「特定保健指導支援計画及び実施報告書」において、継続的支援期間が「週」単位となっている。特定保健指導の期間の計算については、どのように考えればよいか。

(答) 特定保健指導の実績評価は、特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準（平成19年厚生労働省令第157号）に、「行動計画の策定の日」（※1）から「三月以上経過した日」において、当該行動計画の実績に関する評価を行うとされている。したがって、「月」単位で計算する（※2）こととし、例えば3月27日に行動計画の策定（初回面接）をした場合、

6月27日以降に実績評価を実施しなければならない。なお、特定保健指導支援計画については、支援期間を便宜的に「週」単位で設定することも可能であるという趣旨であり、支援期間を「週」単位で計算することに限定する趣旨ではない。

- (※1) 基準省令において「計画策定の日から」と規定していることから、起算点は計画策定の日となり、民法第140条に規定する初日不算入の原則は適用されない。
- (※2) 期間の計算方法については、起算点を行動計画の策定の日とするほかは別段の法令上の定めがないことから、起算点を行動計画の策定の日とするほかは民法第143条の規定による（民法第138条参照）。